

R04 阿見町DX推進計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

R04 阿見町DX推進計画策定支援業務

2. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 履行場所

阿見町中央一丁目1番1号

4. 目的

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくとしている。

本町としても、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）や新型コロナウイルスへの対応が求められている中で、課題が浮き彫りとなったデジタル行政の遅れに対する迅速な対処を進め、住民の利便性の向上や職員の業務改善に計画的に取り組むためのビジョンの策定が急務となっている。

本業務は、本町のDX推進に係る現状調査、課題分析及び改善策の検討を行うとともに、国の方向性と整合性を図りつつ、自治体DX推進計画に掲げられている項目について着実に推進していくため、DX推進にかかる行政への支援実績のある事業者からその専門的な見地より優れた支援及び提案を受け、本町のDXの推進が町民サービスの向上や行政事務の効率化に最大限資するものとなることを目的とし、本業務委託を実施するものである。

5. 業務内容

(1) 現行業務の調査

現行業務の実施目的や処理上の問題点等を明確にし、オンライン化・自動化の要否を判断するための調査を実施すること。

- ①調査開始時に、職員を対象とした研修説明会を実施すること。
- ②現行業務や行政手続きについて、内容・手順・頻度・媒体・体制等の調査をすること。
- ③既存システムについて、導入目的や機能概要等の調査をすること。

(2) 課題分析

- ① (1) の調査結果から、現行業務の可視化及び課題の整理・改善案の検討とオンライン化・自動化の推進等について検討を行うこと。
- ② 現行業務において、デジタル技術の活用による効果が見込まれる業務内容を取りまとめ、実施効果を試算すること。
- ③ 調査分析の結果を踏まえ、オンライン化に向けたスケジュール及び本町に必要な改善手法・ツール等について、効果の検証・先進事例の提示と併せ、効果的な改善案を提示すること。

(3) 阿見町DX推進計画(案)の策定

(1) 及び(2) で実施した調査結果を踏まえ、本町にとって最適かつ効率的なDXの実現に向けた計画案を、以下の点を踏まえ作成する。計画案は、本町職員のITリテラシーを的確に捉えた上で、住民の利便性向上や職員の業務改善という所期の目的の達成につながるものとする。

- ・計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5か年とすること。
- ・国の自治体DX推進計画との整合性を図ること。
- ・本町の庁内業務を具体的に用いた内容とすること。
- ・業務改革を実現するための具体的な手法等により構成すること。
- ・計画には以下の内容を含むこと。
 - ア 基本原則、理念
 - イ 目指す姿(町全体、町民生活、町役場)
 - ウ 推進体制(官民連携、庁内、町民)
 - エ 推進分野、想定される主な取組
 - オ ロードマップ(試行・短期・中期・長期の段階的な工程)

(4) 庁内DX推進体制の運営支援

自治体DXを総合的かつ計画的に推進するため、以下の庁内組織を設置する。その際の業務支援を行うこと。

① 阿見町DX推進本部

- (ア) 計画案の庁内承認組織(副町長を本部長とし、部長級から構成)
- (イ) 実施回数: 最大3回程度の開催を想定(1回あたり1時間程度)
- (ウ) 支援内容: 議題設定や資料作成、会議等への出席及び助言

② 庁内DX推進計画検討部会

推進本部の機能を補佐し、取組推進に必要となる実務的な協議を行うため、部会を設置する。その際、立ち上げから運営に関する事務について支援すること。

(5) 効果検証を踏まえた報告書の作成

(1) から (4) の業務実施結果等を踏まえ、今後、本町のデジタル・トランスフォーメーションを実現させる上での問題点やその解決策等を整理し、令和 5 年度以降の取組について提案し、報告書にまとめること。

(6) その他 本業務遂行にあたり、本町業務の改善に必要な支援を行うこと。

6. 成果品

(1) 成果品は以下のとおり納品すること。

No	成果品	期限	納品方法
1	業務実施計画書	委託開始から 7 日以内	電子データ
2	庁内業務の調査結果報告書 (中間報告書)	令和 4 年 12 月末日 (予定)	紙媒体 20 部及び電子データ
3	阿見町DX推進計画 (案) 概要版	令和 5 年 1 月 31 日	紙媒体 20 部及び電子データ
4	阿見町DX推進計画 (案)	令和 5 年 1 月 31 日	紙媒体 20 部及び電子データ
5	業務実績報告書	委託期間終了日	紙媒体 20 部及び電子データ

(2) 納品場所 阿見町総務部総務課

7. 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、プロジェクト全体を総括する責任者（以下「責任者」という。）を配置すること。
- (2) 受託者は、本業務又は本業務に関連する事項について、本町から依頼又は問い合わせのあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- (3) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した実施体制表を、本契約締結時に提出すること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、従前の担当者と同様以上の技術を有することを示す資料を提示し、事前に承認を得ること。

8. 本業務における留意事項

- (1) 受託者は、仕様書並びに関係法令等を遵守し、本町の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識と経験を有すること。

- (3) 本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために機密保持契約など必要な措置をとるものとする。
- (4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び阿見町個人情報保護条例並びに阿見町情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (5) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は本町に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本町と受託者が協議の上決定する。